

ひたちなか市教育委員会会議録

令和3年 第2回 ひたちなか市教育委員会 2月定例会 会議録					
令和3年2月8日		開会 午後2時00分		閉会 午後3時10分	
○場 所	第3分庁舎 防災会議室1				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 西野 信弘	委 員 石川 拓也	委 員 朝日 淳子	委 員 岡本 修
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			井上 亨	欠席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	総務課長			一木 宙	出席
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席
	技正兼施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			根本 光恵	出席
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	出席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	出席
	○事務局員	総務課主幹			二川 和久
総務課主事			大江 由華	出席	
1 議案審議等	協議事項2	ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定（案）について【非公開】			
	協議事項3	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定（案）について【非公開】			
	協議事項4	ひたちなか市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例制定（案）について【非公開】			
	協議事項5	ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則制定について【非公開】			
	議案第1号	ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第2号	ひたちなか市部活動指導員配置要綱制定について【公開】			
2 その他	（1）	12月定例市議会における教育委員会関係事項について【公開】			
	（2）	教育委員会事務局職員の部外流動について【非公開】			

令和3年第2回ひたちなか市
教育委員会2月定例会会議録

開会 14:00

教育長 (あいさつ, 開会の宣言)

議案第1号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

指導課長 ひたちなか市教育研究所は、現在東石川小学校の隣に位置しております。教育相談事業と教育研究事業を二本柱に、様々な事業を行っております。研究所の事業は、学校現場の意見を反映させるため、運営委員会を設置し、事業計画の協議や事業評価の検討を行っております。その中で、今般、学校現場からの様々な意見を研究所運営に反映させるとともに、教育相談への対応時間を延長する必要があることから、教育研究所運営委員会の構成員を追加し、また、教育研究所の開所時間を変更する改正を行おうとするものです。詳細につきましては、資料の4ページ、5ページ、新旧対照表をご覧ください。運営委員の構成に関することは、第3条でございます。大きなところでいうと2、これまでは(1)校長会代表2人、(2)研究会代表6人、という構成でしたが、新たに、第2条、委員8人をもって構成し、細かくは校長会3人、研究会3人、教頭会1人、幼稚園長会1人という構成に変更しようとするものです。加えて、第6条関係ですが、(1)旧来は月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分までとしていたものを、月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時30分まで延長して、開所時間の変更を行おうとするものです。合わせて、表現の細かい修正等を行っております。説明は以上でございます。

【質疑、意見など】

石川委員 私の記憶では、運営委員はずっと旧来の形で、メンバーは実質8人で変わらず、研究会がどの組織からでるのか等は分かっていたのですが、これだけ明確化が図れたというのは、やっとなっきりしたなという感じがします。やっばり見直しというのは大切で、必要なことに応じていくことは大事なと思います。

それから、第6条の時間、これも早く、そして遅くまでというのは本当に

大変ですよ。これだけのことを改正するのは大変だと思いますが、それがニーズに応えられる形にできたというのも良かったと思います。

*議案第1号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については全員一致で承認されました。

議案第2号 ひたちなか市部活動指導員配置要綱制定について

指導課長 中学校及び義務教育学校の後期課程に関する、部活動の指導体制の充実及び円滑な運営を図るため、現在、学校教育法施行規則第78条の2に規定されております部活動指導員を会計年度任用職員として任用するに当たり、必要となる要綱を制定しようとするものです。この部活動指導員は、単独で部活動の指導ができる、そして、試合等の引率もできるという役職でございます。説明は以上でございます。

【質疑、意見など】

石川委員 状況的に、教職員が部活動の顧問をするというのはなかなか難しい状況になってきましたよね。技術的なところも含めて、中学校では教職員自身が部活をやってこなかったとか、学生時代違う部活だったとかということもあるので、そういうことを考えると良い決断だと思います。指導員は増える傾向を見込んでいますか。こちらが見込んでいてもなかなかやってくれる人が少ないなどの課題はあると思いますが、いかがでしょうか。

指導課長 今年度中に意向調査をさせていただきまして、現在、3つの中学校から各1人ずつ部活動指導員として活用したいという希望を受けておりますので、そのためにこの配置要綱を整備したところでございます。ですので、指導員は確保できるということになります。

朝日委員 この指導員という役職は、学校の先生とは別に、スポーツなどをやってきた方で指導ができる方を学校に呼んで指導する等、部活動を盛んにするために設けられるということですか。監督やコーチなどそういう位置付けでやられるのですか。

指導課長 コーチというよりも、顧問に代わって単独で部活動の指導ができるという役職になります。

朝日委員 学校の先生は部活動をやらないということですか。

指導課長 学校の先生も関わることはできます。

朝日委員 学校の先生と指導員がいて、どちらのほうが立場が上というのはありますか。学校の先生の方が立場が上で、指導員が下だと、意見が違ったりすると子どもたちが混乱するのではないかと思います。どちらの先生が主となって子どもたちを導いてもらえるのか、立場的にどういう位置付けなのかということをお伺いしたいです。今、中学校では、それまでその競技等をやったことなかった先生が名前だけの顧問になっていることもあると聞きます。部活動は、強くないと頑張ろうという気にならないと思うので、ほかのクラブチームに入ってしまう子が多く、部活動が衰退しているという話も聞いたので、もし指導員さんが入るとなったら強くなっていくのかなという部分もあります。

指導課長 この部活動指導員の規定上、単独で指導をするというのが基本なので、どちらかという部活動指導員が指導をする場合には、部活動指導員が主担当ということになります。ただ、学校との調整等もありますので、必ず教員顧問も付くことになります。

西野委員 今までも中学校の部活動では、顧問ではなくコーチという形をとることが多かったと思いますが、やはりメリット・デメリットがあって、その辺りは各学校で管理職が配慮していただければと思います。しっかり役割を明確にして分担するという形をとった上で、ただ学校教育の中なので、事故が起きたときに教員が顧問という形でいないとまずいので、何か起きたときに学校側に誰もいないという形にはならないよう、しっかりと確立できる形でできるといいと思います。あとは技術的なところで教員じゃないなら、精神的なケアは教員がやるなど、そういう部分での役割分担が必要だと思います。

岡本委員 指導員には資格等の要件があるのでしょうか。

指導課長 要綱の中の第3条というところにあります。このような業務ができるというのが第一なんですけれども、それ以外については、指導する競技に長く指導経験がある、技術指導ができるということと、あとは先ほどもご意見いただきましたが、学校教育の中での部活動ですので、そういった学校運営に

理解，協力いただける方ということで推薦をいただいて任命していくということですが。また，任命を予定している3名は，部活動外部指導者というボランティアのようなもので，現在既にそれぞれの学校で指導いただいている，学校としても信頼できる方ということで，来年度からぜひこの事業に活用したいと考えているところです。

岡本委員 指導員が部活動中に怪我をした場合等の補償はどのようになっているのでしょうか。

指導課長 保険の方も市で負担し，部活動中の事故にも備えております。

教育長 文科省の方でも，行く行くは学校と部活動を切り離そうというような動きが始まっております。休日は先生が部活動に縛られないような方向にするため，来年度からモデル校を教育事務所管内に一つずつ決めており，モデル校が推進していくことで，それを基に各市町村で啓発していくこととなります。そして最終的には，先生は休日には部活動を見ないということになります。部活動をやりたい先生は兼職といって，学校の先生であっても部活動は勤務外として職務をすることができる，やりたくない先生はやらなくていい，というように，来年から何年かの間にそういう方向にもっていこうという狙いのもと，この制度をスタートしていくところです。そのためには，先ほど保険料の話もありましたが，予算の問題，また，生徒指導の面など様々な課題がありますので，そんなに簡単には進まないと思います。地域と学校との連携，それから子供たちの教育が学校だけのものではなく，様々な立場の人たちがみんなで教育をするというスタイルになってくると，学校が全てを抱え込むのではない形になると思います。特に来年はモデル校が一つできるので，状況を見ながら準備を進めていく必要があるかなと思います。状況が早急に変わることはないと思いますし，こういう動きは20年ほど前にもあったのですが結局はできなかったもので，どうなるかはわからないのですが，担当する部活動の種目をやったことがない先生がやっていくというような状況はなくなるよう制度を整えたいとは思っております。他にも競技人口が少ないような種目は，得意な人は限られているので，専門性がある人ができるようにしてあげないと，かわいそうかなと思います。

朝日委員 部活動の内容は制限されるのですか。野球やサッカーなど主要なものはあると思いますが，弓道等はやっている学校が少なかったりして，学校によって得意な先生もいればそうではない先生もいると思うので，そういうと

ころに長けている方を指導者として呼んでこないと部活動はできないということになってしまうと、子供たちが残念かなと思います。また、全ての先生が指導できるかという、競技はやったことがあるけど指導はできないということもあり、それはもったいないかなと思いました。先生も残業しなくていいというのはいいシステムだと思います。

石川委員 働き方改革を推進するための一案だということで、学校としては本当に地域の人に助けてもらえればすごく助かる、ただ、今教育長がおっしゃるように予算の問題がある、それからそういう人たちの助けを段階的に積み上げていかないとなかなか難しいということで、実際に今まであった特殊な部活、例えば弓道とか体操とか、そういった部活の指導は特殊な仕事なので、できないことはないと思いますが、ただ地域が主体の形になってくると思っていますので、地域、そして保護者の方のご理解をいただき下地を丁寧に作っていくことが大事だと思います。

西野委員 指導員と聞いてしまうと外部というか実技の指導員というような感じがしてしまうのですが、当然指導、非指導がありますが、別物のような感じがします。技術が上手な人は(2)以下のこと、結構きついですよね。これまでもクラブの先生はこういうことをやっていますよね。また、指導員というのはどういう立場なのですか。常勤ですか。

教育長 そうやられている方もいました。立場は会計年度任用職員になります。

指導課長 常勤にするほど報酬も設定できないので、部活動の時間、平日2時間、休日3時間ということで、今の想定としては、最大年間515時間に収めるというように考えております。

朝日委員 そうなると、指導員さんは夕方だけ学校に来て部活動をするという感じになり、日中はいらっしゃらないということになるのですか。

指導課長 はい。あとは人を見付けることが課題となります。

朝日委員 なにかそういった競技をやっている方で、夕方だけ学校に来ていただく、例えば、午前中は大人の方に教えていただいて、午後は中学校に来てというような方がいらっしゃればということですね。結構責任が重いですね。個人的な話で子供が今度6年生になるのですが、中学生になったら部活動に入

ろうか、民間のクラブチームに入ろうか考えている最中です。指導員という専門的な方がいらっしゃれば中学校でもいいかなという部分があったりするのですが、指導員さんがいるといいなと思います。

教 育 長 学校の部活動も、今までは土日関係なく夜遅くまで、酷いときには正月しか休みがないというような時代もありましたが、今は部活動の規定が変わって、1日何時間とか、土日のどちらかしかやらないとか、休日は何時間まで活動できるとか、そういった基本計画を基に活動するというところをある程度徹底させていかないと、先生方の勤務時間にも大きく影響してしまうと思います。そういった流れですので、部活動だけで実力を上げるというのは、本当に個人の自覚や工夫がないと、今後は難しいかなと思います。例えば小さい頃から弓道をやっている、中学校では弓道部がなくて別の部に入らざるを得ない、そして高校に入ったら部活があると、それでは中学校の間はその競技ができずにかわいそうだということで、地域総合型スポーツと連携したり、クラブチームと連携したりと、部活動だけの運動ではないという意識をどんどん広めていかないと、本当にやりたいことが制限されてしまう、そのあたりも一つの課題となっていたということです。

朝 日 委 員 中学校でやりたい種目の部活がないとなったら、地域の方でやっているところに何年間か通って、高校生になったら部活があるところに入る、という感じですか。

教 育 長 そうですね。昔は100%部活動に入らなければならないという感じだったのですが、それはだんだん無くしていかなければならないという動きです。

*議案第2号 ひたちなか市部活動指導員配置要綱制定については全員一致で承認されました。

その他(1) 12月定例市議会における教育委員会関係事項について

総 務 課 長 令和2年第8回ひたちなか市議会12月定例会のご報告でございます。会期は令和2年12月3日から12月17日まででございました。まず、予算の関係でございますが、令和2年度一般会計補正予算につきましては、教育委員会関連事項は資料にある5本を計上させていただきました。まず、①学校施設で使用する階段昇降機購入に係る経費でございます。概要につき

ましては、令和3年度に車いすを利用している生徒がエレベーター未設置の中学校に入学することから、当該児童が車いすに乗ったまま階段を昇降できる階段昇降機を購入するための経費の計上でございます。金額につきましては、319万円でございます。

続きまして、②奨学金返還支援補助金に係る経費でございます。概要につきましては、本年度上半期の奨学金返還支援補助金の交付実績が当初の見込みを上回っており、下半期に置きましても申請者の増が見込まれることから、不足となる経費を計上しております。金額は、75万円でございます。

③小中学校給食用機械器具類整備に係る経費でございます。概要につきましては、令和3年度に予定していた田彦小学校及び大島中学校の給食室改修工事が国の補助事業として令和2年度に前倒しで採択されたことに伴う給食用機械機器購入のための経費を計上しております。小学校分といたしまして1億1203万2千円、中学校分として8527万8千円を計上しております。

④小中学校の給食施設整備に係る経費でございます。これも理由につきましては③と同様でございます。事業が前倒しされたことに伴う施設整備設計委託及び施設工事に係る経費を計上しております。小学校分として3億739万5千円、中学校分として2億5616万3千円を計上しております。

最後に、⑤小学校のエレベーター改修に係る経費でございます。こちらにつきましては、平成30年に発生した大阪北部地震でエレベーターの閉じ込めや運転停止が多数発生したことに伴い改正された建築基準法令に適合させるため、佐野小学校のエレベーターを改修するための経費を計上しております。金額といたしましては、3916万円でございます。計上した予算につきましては、全会一致で可決されております。

続きまして、資料裏面、一般質問の状況でございます。ご覧いただきましたとおり、7名の議員から24本と、大変多くの教育関係の質問がございました。この場では、時間の都合もございますことから、各議員一項目ごとに絞りまして、ご報告とさせていただきます。気になる項目につきましては、後ほど事務局までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

まず、通告番号2、宇田貴子議員ですが、2点目といたしまして、公立幼稚園の食育の充実についてのご質問がございました。本市の公立幼稚園における食育の取組につきましては、栄養士等が、園を訪問し発達段階に応じた食育指導を行い、地域の小学校に行き小学生と一緒に給食を食べる機会を設けるとともに、食の基盤となる家庭に対しても、職に関する情報発信などを行うことにより、園児の食生活の情報や基本的な生活習慣の課題等について共通理解を図りながら、幼稚園における食育の充実に取り組んでいくことを

答弁いたしました。

続いて、通告番号3，加藤恭子議員でございます。加藤議員からは、持続可能な開発目標，SDGsの推進についてご質問がございました。SDGsの認知度向上のための取組の一つとして、市立図書館にSDGsコーナーを設置することについて見解を伺いたいとのご質問でした。図書館では、これまでもSDGsを意識しながら関係図書を所蔵し、それぞれ関係する場所に配架しており、今後は関係図書について特集を組み、展示方法を工夫し市民に提供していくとともに、本市のSDGsを活用したまちづくりという観点と連動しながら、啓発資料を掲示し周知する等、市民の関心を高める取組をしていくことについて答弁をいたしました。

次に、通告番号4，山田恵子議員です。山田議員からは、心の健康を支援する取組についてということで、いじめから子どもを守る相談窓口について、本市のいじめの早期発見，解決の取組についてのご質問がございました。早期発見の一つ目の取組として、教職員が日常的に児童生徒の様子等を観察し、保護者と連携を図りながら児童生徒の変化を把握し、早期発見に努めていることについてお答えいたしました。二つ目の取組として、学校は児童生徒及び保護者並びに教職員がいじめに関わる悩み等を抵抗なく相談できる体制を整えていることについてお答えいたしました。三つ目の取組といたしまして、学校はいじめの実態を適切に把握するために、少なくとも月に1回のアンケートを実施する等して、いじめの実態把握に努めていることについてお答えしました。四つ目の取組といたしまして、アンケートの結果、いじめの認知件数が極めて少なかったなどの場合については、その結果を児童生徒や保護者に公表し、認知漏れがないかを確認していくことについてお答えいたしました。

次に、通告番号5，海野富男議員でございます。海野議員からは、本市「児童生徒の携帯電話の使用に関する基本方針」についてということで、学校における携帯電話の取扱いに関する教育長の見解について質問がございました。携帯電話の所持の有無にかかわらず、児童生徒には携帯電話の安全で正しい取扱い方や情報モラルを身に付けさせ、情報を主体的に判断し、正しく行動できる児童生徒の育成を図っていくことについてお答えしました。

次に、通告番号8，井坂涼子議員です。井坂議員からは、学童保育の小学校6年生までの拡充についてご質問がございました。本市では核家族化等により、学童保育を必要としている家庭の増加していることなどを踏まえ、公立学童クラブの対象を6年生まで拡大することについて調査検討を進めており、高学年を受け入れるに当たっての取組の必要性や、教室の増設の検討

など、引き続き本市学童クラブの対象年齢の拡大に向けて、様々な課題に積極的に取り組んでいくことについて答弁いたしました。

次に、通告番号11、鈴木道生議員からです。鈴木議員からは、GIGAスクール構想など教育分野でのICT推進ということで、組織体制や人員などの令和3年度における取組についてご質問がございました。組織体制としては、今後教育委員会内にICT教育に係る推進委員会を発足させ、茨城高専や専門家から助言をいただきながら、組織的、計画的にICT推進を図っていくことについて答弁いたしました。また、先行的にICTを活用している市内の教員によるICT教員専門研究委員会を立ち上げ、授業でのICT活用の研究内容を市内に広める計画について検討を進めていることなどについて答弁をいたしました。

最後に、通告番号12、井坂章議員です。井坂議員からは、教職員の負担軽減対策の今年度の取組についてご質問がございました。校長会で共通理解を図りながら、各学校で検討の上、学校行事の精選や、時間短縮、規模縮小などを実施したことについて答弁いたしました。また、教職員の事務作業負担を軽減するため、全ての小中学校に統合型校務支援システムを導入したことや、長時間勤務につながる夜間や休日の電話対応業務の負担を軽減するため、自動音声応答装置を本年度中に全小中学校に設置する予定であることなどについて答弁いたしました。以上、12月定例市議会の報告となります。

【質疑、意見など】

石川委員 7名の議員から24本という質問で、答弁者は全て教育長で大変大きな負担になられたと思います。いい方法があれば教育長の負担が少なくなるような方法が取れたらと思います。

教育長 SDGsにつきましては、昨年12月18日に手島敏夫先生という専門の方をお呼びしまして、講義をいただいたところです。その中で、今回質問のあったESDカレンダーを実際にどうやって作っていくかというものもご紹介いただきました。先日の校長会面接のときにはもうすでに来年度のカレンダーを作って、掲示した学校もありましたので、それなりに効果はあったのかなと思います。

教育長 それでは、次第の協議に戻りたいと思います。ここからは、3月定例市議会の提案予定の条例及び市長が制定する規則の協議と職員の流動体制に関するものです。これらは内部協議の段階のもの、人事の内容を含むものなの

で、非公開としたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員が挙手)

賛成の方が出席委員の3分の2を超えましたので、非公開といたします。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 (1 5 : 1 0)